



15 指広第 304 号
平成 15 年 6 月 20 日

半澤 一宣 様

東京消防庁指導広報部

広報課長 伊藤 克己



再質問状に対する回答について

平成 15 年 5 月 23 日付け再質問状のうち、当庁への質問に関しお答えいたします。

1 消防法第 3 条第 1 項命令について

ア 回答

消防法第 3 条第 1 項による命令は発動できない。

イ 理由

消防法第 3 条第 1 項の規定による命令は、屋外についてのものである。

また、一般的には、電車は車輪等を用いて陸上を移動することを目的として製作された用具に含まれると解され、消防法第 2 条第 2 項及び第 3 項の「舟車」に該当し、同条第 3 項の「物件」には該当しない。

したがって、貴殿が指摘する鉄道車両は、消防法第 3 条第 1 項の「物件」には該当しないため、同条による命令措置権の対象とはなり得ない。

2 消防法第 5 条第 1 項命令について

ア 回答

貴殿が指摘する「車両貫通路の喫煙を容易ならしめている構造」では、消防法第 5 条第 1 項による命令は発動できない。

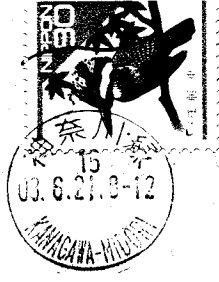
イ 理由

喫煙が容易であることのみでは、火災の予防に危険であると認める要件には該当しない。

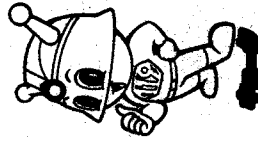
問合わせ先

東京消防庁 03-3212-2111
指導広報部広報課
広聴係 青木(内線 5432)
予防部査察課
違反処理係 山本(内線 5342)

足立区



半澤一宣様



東京消防庁

Tokyo Fire Department

〒100-8119 東京都千代田区大手町一丁目3番5号 係

〒100-8119 東京都千代田区大手町一丁目3番5号 係 番

URL <http://www.tfd.metro.tokyo.jp> Fax:

